

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)

作成日 2025/10/16
最終更新日 2025/10/16

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和7年9月1日
国立大学法人名		国立大学法人宇都宮大学
法人の長の氏名		学長 池田 宰
問い合わせ先		企画総務部企画総務課 Tel：028-649-5009 Mail：syosoumu@a.utsunomiya-u.ac.jp
URL		https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/administrative-corporation.php

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	〔確認方法〕 令和7年度における国立大学法人ガバナンス・コードにかかる本学の適合状況等について、令和7年7月に、経営協議会委員に提示するとともに、書面による意見照会を行った。いただいた意見を踏まえた修正報告書（案）について、令和7年度第2回経営協議会（令和7年10月15日開催）において審議了承を経た。 経営協議会からの意見及び対応については、以下のとおりである。
		〔補充原則 1-2②〕 【意見】 IR機能の充実の中身をもう少し具体的に記せないか。AIなど進化し続けているデジタル技術をどのように生かしたのか。IRを活用し、より多角的な情報収集、分析、効率化を図っている大学もあるため、外部の専門家人材の導入も含めて、現時点において、取り組みが遅れているとみられる点や今後の方向性も示してはどうだろうか。 【対応】 いただいたご意見を踏まえ、本学の課題点を分析し、IR機能の充実策を推進してまいります。

	〔補充原則 1-3③〕 【意見】 (1)女性教員採用特別制度の活用や公募要領の優先採用の記載など、女性採用の取組により、令和 7 年 5 月 1 日現在の女性教員比率が 21.2%となって令和 6 年の 20.2%から増加していることから、適正な任用体制の整備と取組が継続されており原則に適合していると評価できる。 (2) 本学の人事施策は、年齢・性別・障害の有無を問わず、多様な人材が活躍できる環境づくりを着実に進めている印象を受ける。 女性教員比率が令和 6 年から令和 7 年にかけて 1 ポイント上昇している点も、継続的な努力の成果といえる。 このような年次推移を簡単に示すとともに、今後の目標値（例：令和 10 年度までに女性教員比率〇%など）を明示すると、計画性が強調されると思われる。 【対応】 女性教員比率については、アクションプラン戦略 16「働き方改革の推進によるワークライフバランスの実現」及び戦略 17「教職員の戦略的な配置」において、以下の目標を定め、目標達成に向け取り組みを進めております。 ・ 女性教員比率 令和 9 年度までに 24%達成
	〔補充原則 4-1①〕 【意見】 さまざまな情報公開の手段を駆使していることは分かるが、その反応、反響はどうだったか。HP へのアクセス数、寄せられた問い合わせなど、広報活動の成果を示してほしい。 【対応】 Google Analytics によると、令和 6 年度の本学公式ウェブサイトユーザー数は約 70 万人（月平均約 5.8 万人）です。広報へ寄せられる問い合わせは、入試や学務関係の他、報道機関からの取材依頼、映画製作会社等からの撮影依頼などが多く、本学受験者及び施設利用収入の増加につながっていると考えられます。また、ゆうだい 21 に関する問い合わせも増加傾向にあり、宇大ブランドの認知

		度が高まっていると考えられます。 〔補充原則 4-1②〕 【意見】 (1)さまざまな情報公開の手段を駆使していることは分かるが、その反応、反響はどうだったか。HP へのアクセス数、寄せられた問い合わせなど、広報活動の成果を示してほしい。 (2) 学生が身に付けることができる能力、満足度、進路状況の公表に適切に取り組まれており、教育成果の可視化が進んでいると思われる。 【対応】 令和 6 年度学生総合調査（学部 1 年生対象）において、本学学生が獲得すべき 6 つの汎用的能力「宇大スタンダード」の獲得実感が令和 3 年度調査時と比較して上昇しており、本学卒業生の就職に係る企業担当者による評価向上につながっていると考えられます。また、このことは、様々な情報発信により宇大スタンダードへの認知が高まり、本学受験者の確保につながっていると考えられます。
監事による確認		〔確認方法〕 令和 7 年度における国立大学法人ガバナンス・コードにかかる本学の適合状況等について、令和 7 年 7 月に、監事に提示するとともに、書面による意見照会を行った。 適合状況について特段の意見はないことが確認された。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		宇都宮大学は、ミッションを踏まえ、法人の強みと独自性を活かして第 4 期中期目標期間の 6 年間で成し遂げるべき目標を 4 つのビジョンとして定め、その実現を目指した 17 の戦略を「宇都宮大学アクションプラン 2022-2027」として学内外に公表しています。アクションプラン策定に当たっては、在学生・保護者・高校関係者・企業関係者・自治体関係者等多様な方々で構成するステークホルダー会議の意見を聴取して社会の要請の把握を行っています。 また、アクションプランに掲げた内容を実現するためのロードマップ及び年度計画を定め、ホームページにおいて公表しています。 ・業務に関する情報 (中期目標・中期計画、年度計画、宇都宮大学アクションプラン) https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と 検証結果及びそれを基に 改善に反映させた結果等		宇都宮大学は、第 3 期には他の国立大学に先駆けて「宇都宮大学アクションプラン&フィナンシャル統合報告書」を作成し、これを毎年公表してきました。 第 4 期においても、宇都宮大学の強みと独自性を活かして第 4 期中期目標期間の 6 年間で成し遂げるべき目標を 4 つのビジョンとして定め、その実現を目指した 17 の戦略を「宇都宮大学アクションプラン」として公表するとともに、その進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を「宇都宮大学アクションプラン&フィナンシャル統合報告書」として、これまで通り毎年公表していきます。 ・アクションプラン https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/gakucho/actionplan.php ・業務に関する情報 (業務実績報告書、宇都宮大学アクションプラン&フィナンシャル統合報告書) https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php

補充原則 1－3⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		宇都宮大学は、国立大学法人法等の法令の定めるところにより、経営に関する重要事項を審議する組織として経営協議会、教学に関する重要事項を審議する組織として教育研究評議会を設置し、それぞれ経営協議会規程、教育研究評議会規程により、組織の権限と責任の体制を定めています。また、これらを含めた宇都宮大学の意思決定体制については、「宇都宮大学アクションプラン＆フィナンシャル統合報告書」において、宇都宮大学公式ホームページ等を通じて広く公表しています。 ・国立大学法人宇都宮大学経営協議会規程 https://public2.legalcrud.com/utsunomiya_univ/act/110000003.html ・国立大学法人宇都宮大学教育研究評議会規程 https://public2.legalcrud.com/utsunomiya_univ/act/110000004.html ・業務に関する情報 （宇都宮大学アクションプラン＆フィナンシャル統合報告書） https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php
補充原則 1－3⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針に基づき、宇都宮大学の教員人事の円滑化かつ適正化を進め、全学的観点から教員人事をマネジメントするために、学長の下に設置した役員及び副学長で構成する「戦略企画本部」において、全学的なビジョンにより教員任用を行う体制としています。また、年齢構成の均等化を図るため、当会議において平成 28 年度から新規採用は原則、助教のテニュアトラック教員とする方針を定め、若手教員を積極的に採用しています。令和 6 年度の新規採用者における若手教員（40 歳未満）採用率は 44.0%（25 名中 11 名）です。 また、女性教員採用特別制度を活用し講師 1 名、助教 3 名を採用しています。また、公募要領へ「業績が同等の場合は女性を優先して採用する」旨を記載し、女性の教員を優先して採用する取り組みを行っています。 職員については、再雇用職員も含めた人員管理を行い、年齢構成等を考慮した適切な人員配置を実施しています。 国が定めている障害者法定雇用率を達成するため、全学的に障害者雇用枠を設けるとともに、DE&I 推進センターにおいて教職員及び学生からの相談対応を行い、障害者に配慮した業務内容、

		業務量及び勤務時間等の調整を図るなど、障害者雇用を推進しています。 さらに、平成 30 年度ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）事業（J S T）に採択され、海外派遣等を通じた女性教員の上位職登用や女性教員数の増進等を目標に掲げ、女性研究者の研究力向上及び国際的な人的ネットワークの構築等を推進しています。令和 3 年度には、宇都宮大学 3 C 基金を活用した「宇都宮大学 3 C 基金女性研究者海外派遣助成金」制度を導入し、積極的に海外派遣を行っています。 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障害の有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針については、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」、第 4 期中期目標期間中に女性教員比率 24%を目指すこととし、女性教員比率の向上を図るための方針を定めています。 ・一般事業主行動計画 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/r4ippannjigyounusikeikaku.pdf
補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		第 3 期中期計画期間から決算額をベースに人件費、業務費（教育費、研究費、管理費）等に係るセグメント別のコスト分析を行っています。また、第 4 期に係る運営費交付金の交付額や学納金、自己収入、外部資金などの収入見込額を勘案し、ミッション達成のために必要な要因を含め、中・長期的な財務状況の予測を作成しております。併せて、コスト削減（人事計画の見直し等）の検討や自己収入の増収方策（財産貸付、余裕金の運用等）の検討を行い、財務計画を策定しているところです。 なお、中期的な財務計画については中期計画において宇都宮大学公式ホームページを通じて公表しています。 ・業務に関する情報（中期目標・中期計画） https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php
補充原則 1－3⑥（4） 及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		宇都宮大学は、アクションプランとファイナンシャルレポートを統合した「宇都宮大学アクションプラン＆フィナンシャル統合報告書」を作成し、財務情報や非財務情報（大学の活動状況や当該年度に係るトピックス等）を公表しています。 また、これまで環境報告書に掲載していたエネルギー使用量等

		も、令和元年度からは統合報告書に盛り込み内容を更に充実させています。 ・財務に関する情報 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/finance.php ・宇都宮大学アクションプラン&フィナンシャル統合報告書 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php
補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針	更新あり	宇都宮大学の次代の大学経営を担う人材育成については、文部科学省や国立大学協会等が実施するマネジメントに関する研修会や、学長を塾長、栃木県知事をはじめとした県内のトップリーダーを顧問、県内外の一線で活躍する者を講師とする宇大未来塾「とちぎ志士プログラム」に積極的に教職員を派遣して人材育成を行っています。 具体的には、次代の経営人材育成のために、文部科学省主催のイノベーション経営人材育成システム構築事業「大学トップマネジメント研修」(～平成 30 年度)や国立大学協会主催のユニバーシティ・デザイン・ワークショップ(平成 30 年度～)に毎回教員を参加させ、大学マネジメントに関する知識・ノウハウを修得させています。なお、参加した教員は、現在、理事や学部長、センター長等の重要な職に就任するとともに、大学の重要施策に対して学長を補佐するポストである副学長、学長特別補佐として適所に配置され、大学経営の一端を担っています。 ・国立大学法人宇都宮大学副学長に関する規程 https://public2.legalcrud.com/utsunomiya_univ/act/110000018.html ・国立大学法人宇都宮大学学長特別補佐に関する規程 https://public2.legalcrud.com/utsunomiya_univ/act/110000104.html ・国立大学法人宇都宮大学戦略企画本部規程 https://public2.legalcrud.com/utsunomiya_univ/act/110001184.html
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		学長は、ビジョンの実現に向けて重点を置く特命事項を処理するため、理事、副学長及び学長特別補佐等の担当業務を定め、責任と権限を明確にするとともに、業務を継続的かつ発展的に遂行するための戦略的な配置を行い、大学 HP においてその内容を公表しています。 また、経営人材の計画的な育成・確保のために原則 1-4 の方策を実施しています。

		・ 理事・副学長及び学長特別補佐等の担当業務等 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/2025tantougyoumu2.pdf
補充原則 2 - 2 - 1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		本法人は、適合対象外
原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録		宇都宮大学は、本学が戦略的に取り組むべき重要事項については、役員で構成される学長ラウンドテーブル及び戦略企画本部会議において、十分な検討・討議を重ねた上で、経営協議会や教育研究評議会等の会議体における役員と部局長等の審議を経て、役員会に附議しています。 役員会では、国立大学法人宇都宮大学役員会規程第 3 条に定める審議事項について、適時かつ迅速な審議を行い、その議事録を大学 HP において公表しています。 ・ 国立大学法人宇都宮大学役員会規程 https://public2.legalcrud.com/utsunomiya_univ/act/110000002.html ・ 役員会議事録 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/syokaigi.php
原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	更新あり	宇都宮大学は、大学経営及びガバナンス強化のため、他国立大学の学長経験者である者を理事として登用し、大学運営全般担当とすることで、その経験と知見を活用し、本学の経営に資することを目的としています。その担当業務・役割については、本学 HP にて公表を行っています。 また、地域産業の潜在的な成長力を引き出し、地域イノベーションを誘発させることを目的として、クロスアポイントメント制度を活用し、他大学の教員を特命副学長として登用しています。さらに、平成 30 年度ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）事業（J S T）に採択され、海外派遣等を通じた女性教員の上位職登用や女性教員数の増進等を目標に掲げ、女性研究者の研究力向上及び国際的な人的ネットワークの構築等を推進しています。令和 3 年度には、宇都宮大学 3 C 基金を活用した「宇都宮大学 3 C 基金女性研究者海外派遣助成金」制度を導入し、積極的に海外派遣を行い、令和 6 年度には 7 名が海外派遣を

		実施し、女性研究者の研究力向上に取り組んでいます。 ・理事・副学長及び学長特別補佐等の担当業務等 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/2025tantougyoumu2.pdf
補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	更新あり	経営協議会は、本学の業務の成果を最大化できる経営の実現に向け、多様な関係者の幅広い意見を聴くため、産業界、関係自治体及び教育機関等の関係者のうちから、大学に関し広くかつ高い識見を有する者を学外委員として選任しています。また、適切な議題を設定するとともに、実質的な議論を行うため、原則年 4 回または 5 回会議を開催することとし、学外委員から意見を聴く体制を整備しています。 ・経営協議会委員名簿 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/jyouhoukoukai/sosiki-jyouhou.php ・経営協議会議事・議事録 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/syokaigi.php
補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	学長選考・監察会議は、学長選考にあたり、「宇都宮大学に求められる学長像」を策定し、学長に求める資質・能力に関する基準を定めています。 また、学長選考手続きにおいては、意向投票を行わず、学長選考・監察会議における権限と責任において、学長候補者が学長に求められる資質及び能力を十分に有しているか、慎重かつ必要な議論を尽くし適正に選考を行っています。 なお、基準、選考結果、選考過程及び選考理由について、大学 HP において公表しています。 ・学長選考会議による学長選考 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/jyouhoukoukai.php#disclosure02
補充原則 3 - 3 - 1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		学長選考・監察会議は、学長が、より安定的なリーダーシップが発揮できるよう、中期計画期間の 6 年を念頭に、平成 31 年 3 月に学長の任期を 3 年（再任可、任期上限なし）から、任期 4 年、再任 2 年（最長任期 6 年、特例最長任期 8 年）に見直しを行いました。 現在の任期 4 年、再任 2 年（再任の際は、学長選考・監察会議において実績を踏まえ再任の可否を審議）としたことで、学長がビジョン実現に十分に集中できるとともに、その力量が十分発揮

		できる体制となりました。 このことについて、「国立大学法人宇都宮大学学長選考規程」にて任期を規定し、学内外に公表しています。 ・国立大学法人宇都宮大学学長選考規程 https://public2.legalcrud.com/utsunomiya_univ/act/110000015.html
原則 3 - 3 - 2 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長選考・監察会議は、「国立大学法人宇都宮大学学長解任規程」を制定し、解任の際の手続きについて規定化しています。また、当該規程については学内外に公表しています。 ・国立大学法人宇都宮大学学長解任規程 https://public2.legalcrud.com/utsunomiya_univ/act/110000016.html
補充原則 3 - 3 - 3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		学長選考・監察会議は、「国立大学法人宇都宮大学学長の業務執行状況の確認について」に基づき、毎年度 1 回学長の業務執行状況を確認し、その結果について、速やかに学長に通知するとともに、大学 HP において公表しています。 ・学長の業務執行状況の確認 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/jyouhoukougai.php#disclosure02
原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		学長選考・監察会議委員は、「国立大学法人宇都宮大学学長選考・監察会議規程」の規定に基づき、選任しています。 経営協議会委員からは、学長選考・監察会議の審議の継続性、委員の持つ知見・経験のバランス等を考慮の上、互選により選出し、経営協議会において審議の上、選任しています。 教育研究評議会評議員からは、ガバナンス強化のため、学長が選考・任命した学部長を除き、各学部から選出され評議員となった教員を選出し、教育研究評議会において審議の上、選任しています。 以上の選任方法及び選任理由を大学 HP にて公表しています。 ・学長選考・監察会議委員名簿 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/jyouhoukougai/sosiki-jyouhou.php

原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		宇都宮大学の規模感並びに現状において、国立大学法人法に定める管理運営体制の強化を図る特別の事情もないことから、大学総括理事は置かず、現状の学長、理事体制を継続することについて、令和 2 年 3 月 18 日の第 4 回学長選考・監察会議にて審議・承認されたところです。
基本原則 4 及び 原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	社会に対する透明性を確保するため、法人経営・教育研究活動等について、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法令上公開が定められていない情報についても、大学 HP のほか、大学案内等の冊子媒体において情報を公表しています。 また、法人の強みと独自性を活かして第 4 期中期目標期間の 6 年間で成し遂げるべき目標を 4 つのビジョンとして定め、その実現を目指した 17 の戦略を「宇都宮大学アクションプラン」としてとりまとめ、このアクションプランに基づく取組状況や財務状況をステークホルダーの方々に分かりやすく伝えるため「宇都宮大学アクションプラン&フィナンシャル統合報告書」を作成し、大学 HP 及び冊子にて学内外に公表しています。 なお、内部を統制の仕組みとして、コンプライアンスに必要な事項を定めた「国立大学法人宇都宮大学コンプライアンス規程」の策定、「宇都宮大学における研究者等の行動規範」、「宇都宮大学における研究費等の取扱いに関する規程」、「宇都宮大学研究費等不正防止対策に関する基本方針」の学内外への情報公開、新任者を対象としたコンプライアンス教育、教職員対象に個人情報取扱い、ハラスメント防止、日本学術振興会が発信する e-learning による研究費等不正防止等の研修を実施しています。 また、内部統制に関わる事案発生の都度、学内ツールにて学長、理事及び監事に共有の上、迅速な対応を行うとともに、「国立大学法人宇都宮大学内部統制に関する規程」に基づき、定期的に役員会において内部統制の状況を確認し、各種業務・事業の安全性及び健全性の確保を図っています。 ・ 宇都宮大学アクションプランおよび目標と計画 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/duties.php ・ コンプライアンスの推進について https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/compliance.php

原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	宇都宮大学は、法人経営・教育研究活動等について、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、透明性を確保するため、法令上公開が定められていない情報についても、大学 HP のほか、冊子媒体における大学案内等パンフレットにおいて情報を公表しています。 ・ 情報公開 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/ ・ 広報・刊行物 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/kouhou.php ・ 教育・研究 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/ ・ 産学官金連携 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/industry/ ・ 財務に関する情報 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/finance.php
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		宇都宮大学は、法人経営・教育研究活動等について、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、透明性を確保するため、法令上公開が定められていない情報についても、大学 HP のほか、冊子媒体における大学案内等パンフレットにおいて情報を公表しています。 また、大学 HP では、カテゴリー別（大学全体、学部・大学院、教育、研究、地域社会連携、附属施設等）、及びターゲット別（受験生、保護者、卒業生、企業・一般の方、在学生、教職員等）への情報提供に努めています。 ・ 宇都宮大学ホームページ https://www.utsunomiya-u.ac.jp/
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	宇都宮大学は、卒業認定の基準（ディプロマポリシー）にて、学生が身に付けることができる能力を定めています。定められた各能力を修得するにあたって、ディプロマ・ポリシーに対する到達度を「達成目標確認マトリックス（カリキュラムマップ）」で数値化したものを授業ごとに公開するとともに、学生が修得した能力を可視化できるようにしています。 また、授業ごとに教育成果を享受した結果として、学生による各授業の満足度を調査し、授業内容や授業環境におけるアンケート

		ト結果の集計値を「授業評価アンケート報告書」で公表しています。 学生の出口となる進路状況については、卒業者及び修了者を調査し、集計結果を「ファクトブック」上で公開しています。 令和6年度における学部卒業者に占める進学率は35.6%、就職希望者に占める就職率は99.1%、大学院博士前期課程修了者に占める進学率は3.4%、就職希望者に占める就職率は99.2%です。 ①能力：ディプロマ・ポリシー (宇都宮大学の学士課程教育～学生の皆さんへの約束～に掲載) https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/bachelor.php 根拠：達成目標確認マトリックス（カリキュラムマップ） https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/matrix.php 根拠：カリキュラムツリー (宇都宮大学の学士課程教育～学生の皆さんへの約束～に掲載) ②授業評価アンケート報告書 R1以降＝設問11、H30以前＝設問10が満足度調査の設問 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/activity/research/fd_enquete.php ③卒業者の進路状況（ファクトブックに掲載） https://www.utsunomiya-u.ac.jp/outline/handbook.php
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 ・情報公開 https://www.utsunomiya-u.ac.jp/disclosure/